（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
名寄農業開発事業所車庫賃貸借（再リース）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	大野土建株式会社 北海道士別市大通西1丁目5番地	9450001007239	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において事業完了予定年度までの複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結してきた車庫について、事業完了予定の延長に伴い、引き続き使用する必要があるため。経済比較の結果、再リースが安価となることから、供給者が一に特定されるものである。	1,056,000	1,056,000	100.00%	－	
旭川開発建設部　洪水予測システム情報外提供	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	13,354,000	13,343,000	99.91%	－	
旭川開発建設部管内　道路気象情報提供	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	一般財団法人日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	15,092,000	15,092,000	100.00%	－	
敷地賃貸借（富良野地域農業開発事業所）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	9000020012297	・会計法第29条の3第4項 ・当部では、富良野地域農業開発事業所庁舎敷地として、富良野市から土地を借受しているところであるが、事業遂行のため引き続き庁舎敷地を確保する必要があり、契約の相手方が一に限定されるものである。	1,909,179	1,909,179	100.00%	－	
令和6年度定期刊行物　北海道通信	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	株式会社北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	・会計法第29条の3第4項 ・再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入のため。	1,944,000	1,944,000	100.00%	－	
官報公告等掲載	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	6010405003434	・会計法第29条の3第4項 ・本件業務を提供する唯一の者であるため。	2,419,879	2,419,879	100.00%	－	単価契約
用地管理システムサーバ1式借入及び保守（単価契約）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	株式会社岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度のおいて複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	1,046,364	1,046,364	100.00%	－	単価契約
河川情報共有システム外借入及び保守（単価契約）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	株式会社岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度のおいて複数年度の賃貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、賃貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	13,994,191	13,880,328	99.18%	－	単価契約
令和6年度比布JCTの雪氷対策作業に関する受委託契約	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	東日本高速道路株式会社 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	901000109516	・会計法第29条の3第4項 ・本契約は 、平成29年9月7日に締結した「高規格幹線道路旭川・ 紋別自動車道と北海道縦貫自動車道　函館名寄線との連結に伴う管理等に関する細目協定」（以下「細目協定」という。）第5条に基づき行うものである。 　細目協定では、北海道開発局長が管理する比布JCTのオフランプ（Bランプ及びDランプ）における路面の除雪作業、凍結防止剤散布作業その他の雪氷対策に関する作業（以下「雪氷対策作業」という。）について、東日本高速道路株式会社北海道支社長に委託し、東日本高速道路株式会社北海道支社長は雪氷対策作業を行うものとしており、雪氷対策作業を行う場合の費用については北海道開発局長が負担するものとしている。 　また、雪氷対策作業の受委託にあたり、旭川開発建設部長と東日本高速道路株式会社北海道支社長は、事業年度ごとに、別途、受委託契約を締結するものとしている。	1,621,106	1,621,106	100.00%	－	
士別河川防災ステーション等維持管理委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	士別市 北海道士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、河川管理者北海道開発局長と士別市長がそれぞれ部分所有する防災ステーション及び防災ステーションに河川管理者が設置した河川管理施設等を洪水時等に水防活動、緊急復旧活動拠点として使用し、又は平常時に河川事業の啓蒙及び一般利用者の安全な使用に供するため、平成18年4月に維持管理運営に係る業務の内容等について必要な事項を定めており、河川法第99条に基づき士別市に委託して業務の円滑な実施を図る必要があるため。	9,956,145	9,956,145	100.00%	－	
十勝岳火山砂防情報センター維持管理委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	美瑛町 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	8000020014591	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、当該情報センターが十勝岳火山情報の提供基地として機能を保持し、砂防事業の必要性について広く一般に啓蒙する施設として機能させるため、平成4年10月に維持管理方法などについて定めており、当該情報センターのある美瑛町に委託して安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	8,136,000	8,136,000	100.00%	－	
名寄融雪溝維持管理委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	名寄市 北海道名寄市大通南1丁目1番地	4000020012211	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号の名寄融雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成11年12月に地元自治体の名寄市と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、名寄市に委託して融雪溝利用の業務の円滑な実施を図る必要があるため。	20,002,000	20,002,000	100.00%	－	
旭川市中央地区流雪溝共用施設維持管理業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	旭川市 北海道旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市中央地区における流雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成7年2月に地元自治体の旭川市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、旭川市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	17,237,389	17,237,389	100.00%	－	
下川流雪溝共用施設維持管理委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	下川町 北海道上川郡下川町幸町63番地	9000020014681	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道239号を含む道路等における下川流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成14年4月に地元自治体の下川町外と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、下川町に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	9,251,345	9,251,345	100.00%	－	
士別市流雪溝共用施設維持管理委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	士別市 北海道士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号を含む道路等の士別市街に設置された流雪溝の公共性及び利用者の利便を保持し、適正な維持管理を行うため、平成7年9月に地元自治体の士別市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、士別市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	20,467,334	20,467,334	100.00%	－	
雪堆積場に関する協定に係る負担金	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月1日	旭川市 北海道旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川道路事務所管内の旭川市内における雪堆積場解体等を行うため、旭川市が設けた雪堆積場に関する協定により、旭川市に投雪量に応じた費用を負担する必要があるため。	18,471,461	18,471,461	100.00%	－	
琴平～箟島間　水質外資料作成	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月4日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	11,715,000	11,006,107	93.94%	－	

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
琴平～笹島間　動物環境外資料作成	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月4日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5丁目	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	10,670,000	10,016,107	93.87%	－	
音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月4日	特定非営利活動法人ECOの声 北海道中川郡中川町字中川289番地2	1450005002508	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	3,685,000	3,633,392	98.59%	－	
旭川開発建設部　危機管理演習運営	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月11日	日本データーサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	11,985,666	11,935,000	99.57%	－	
総合水防演習運営計画作成	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月25日	一般財団法人北海道河川財団 北海道札幌市北区北七条西4丁目5－1	5430005010343	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	9,020,000	8,965,000	99.39%	－	
国営大雪東川第一及び国営大雪東川第二土地改良事業（国営緊急農地再編整備事業）の換地処分等	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年4月30日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業大雪東川第一地区及び国営緊急農地再編整備事業大雪東川第二地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領（昭和49年7月12日49構改B第1233号）の「第2の5の（委託契約の締結）」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	44,106,200	44,106,200	100.00%	－	
国営愛別土地改良事業（国営緊急農地再編整備事業）の換地処分等	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年5月22日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業愛別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領（昭和49年7月12日49構改B第1233号）の「第2の5の（委託契約の締結）」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	10,703,500	10,703,500	100.00%	－	
国営旭東東神楽土地改良事業（国営緊急農地再編整備事業）の換地処分等	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月3日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東東神楽地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領（昭和49年7月12日49構改B第1233号）の「第2の5の（委託契約の締結）」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	4,525,000	4,525,000	100.00%	－	
旭東地区　東神楽地域事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月6日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番1号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン（町道、排水路等）の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が不可欠である。 東神楽町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の期間である。	2,999,000	2,999,000	100.00%	－	
大雪東川第一地区外1地区　営農調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	4450005000450	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第一地区」及び「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和6年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和6年度における大雪東川第一地区及び大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付けを把握したうえで、工事施工に伴う各集落毎の作付調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。 東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一機関である。	4,492,400	4,492,400	100.00%	－	
大雪東川第一地区　事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第一地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン（井戸、町道、排水路等）の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	3,514,000	3,514,000	100.00%	－	

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雪東川第二地区　事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第二地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン（井戸、町道、排水路等）の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	2,898,000	2,898,000	100.00%		
大雪東川第一地区　受益状況調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「大雪東川第一地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,930,200	4,930,200	100.00%	－	
大雪東川第二地区　受益状況調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,994,000	4,994,000	100.00%	－	
旭東地区　受益状況調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	旭川土地改良区 旭川市西神楽1線18号390番地2	4700150033997	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者権利移動及び受益地内土地所有者等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する旭川土地改良区が唯一の機関である。	4,998,600	4,998,600	100.00%		
愛別地区　事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月13日	愛別町 上川郡愛別町字本町179番地	8000020014567	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「愛別地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン（水道、町道、排水路等）の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 愛別町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報につい把握している唯一の機関である。	4,989,000	4,989,000	100.00%	－	
国営旭東土地改良事業（国営緊急農地再編整備事業）の換地処分等	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月17日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領（昭和49年7月12日49構改B第1233号）の「第2の5の（委託契約の締結）」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	8,581,200	8,581,200	100.00%	－	
旭東地区　旭川地域事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月18日	旭川市 旭川市7条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン（市道、排水路等）の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が不可欠である。 旭川市は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の機関である。	4,995,900	4,995,900	100.00%	－	
富良野南富地区　下金山地域換地計画調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月18日	南富良野町 空知郡南富良野町字幾寅	3000020014621	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、富良野南富地区の換地計画策定の基礎資料とするため、換地計画調査を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては換地計画策定の基礎となる、土地の所有者、地番、地積等に加え、現況地目や土地の使用者（耕作者）、権利関係等の情報が必要不可欠である。 南富良野町は当該区域における地積及びその現況を管理する農地台帳を有する唯一の機関である。	3,000,000	3,000,000	100.00%	－	
富良野南富地区外１地区　換地計画調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年6月18日	富良野市 富良野市弥生町1番1号	9000020012297	・会計法第29条の3第4項 本委託業務は、富良野南富地区及び富良野西地区の換地計画策定の基礎資料とするため、換地計画調査を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、換地計画策定の基礎となる、土地の所有者、地番、地積等に加え、現況地目や土地の使用者（耕作者）、権利関係等の情報が必要不可欠である。 富良野市は、当該区域における地籍及びその現状を管理する農地台帳を有する唯一の機関である。	7,384,000	7,384,000	100.00%	－	

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雪ダム管理支所　浄水設備修繕	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月9日	有限会社鈴木組 北海道上川郡上川町本町57番地2	1450002003079	・会計法第29条の3第4項 ・大雪ダム管理支所の浄水設備（沢水）について、地下給水槽から3階の受水槽に汲み上げているポンプ2台の内1台が故障し、その修繕までの間残る1台で稼働していたが、その1台も老朽化による過電流でブレーカーが落ち、断水が生じるようになった。また、砂ろ過バルブの故障、受水槽の異臭も生じてきている。 緊急に修繕を行わなければ漏電、濁水など設備全体に影響する恐れがあり、ライフラインである水が全て使用できなくなると、職員及び来庁者の健康安全上支障が生じるため、迅速かつ確実な対策が必要となる。 このため、浄水設備を熟知しており、最も迅速で適切な対応ができる当該業者と随意契約を行うものである。	1,485,000	1,485,000	100.00%		
旭東東神楽地区　事業推進調整等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月11日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番1号	1000020014532	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進を図るため、翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、関係する受益者との調整等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、関係する受益者の情報を有していることに加え、区画整理の設計に必要な施設情報が必要不可欠である。 東神楽町は、関係受益者を把握するため、個人情報を含む農地基本台帳等の情報を収集することができることや、地域の施設情報（水道、道路等）を有していることから、本業務を遂行することの出来る唯一の機関である。	4,499,000	4,499,000	100%	－	
旭東東神楽地区　受益状況調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月11日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び賦課金状況の調査、工事設計要望及び工事内容の確認を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,947,800	4,947,800	100%	－	
旭東東神楽地区外１地区　営農調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月11日	東神楽農業協同組合 上川郡東神楽町北1条東1丁目2番1号	2450005000452	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」ならびに「旭東地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和6年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和6年度における旭東東神楽地区外１地区の営農実態調査を行うものである。業務の履行にあたっては、東神楽地域全体の作付けを把握した上で、工事施工に伴う各集落毎の作付調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。東神楽農業協同組合は、地区内農業者の作付計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	4,495,700	4,495,700	100%	－	
共栄近文二期地区　受益面積動向調査委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月11日	大雪土地改良区 旭川市東鷹栖4条5丁目639番地の130	1700150033843	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務は、国営かんがい排水事業「共栄近文二期地区」の円滑な事業推進を図るため、受益面積動向調査を行い、事業管理の基礎資料とするものである。業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する大雪土地改良区が唯一の機関である。	3,998,000	3,998,000	100%	－	
天塩川上流　天塩川・名寄川　浸水箇所UAV空撮業務（令和6年7月24日から7月25日撮影）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月24日	株式会社三洋コンサルタント 北海道名寄市西6条南10丁目2番地14	2450001007963	・会計法第29条の3第4項 ・令和6年7月24日からの前線に伴う降雨による出水時の状況を早急に把握するため、UAVによる空中写真撮影を行う必要がある。このため、「旭川開発建設部所管施設等の災害応急対策に関する協定」を締結している上川調査設計協会所属の株式会社三洋コンサルタントと天塩川及び名寄川UAV空撮業務について随意契約を行いたい。なお、株式会社三洋コンサルタントは名寄河川事務所向かいに位置し、上川調査設計協会所属の中でも最も近傍であることから、迅速な緊急対応が可能である。	1,650,000	1,650,000	100%	－	
旭川開発建設部管内における官民共創による地域づくり推進ビジョン整理業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年7月25日	株式会社ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央一条5丁目4番1号	5430001021765	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	12,958,000	12,925,000	99.74%	－	
てしおがわ地域　計画推進調査等委託業務	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年8月19日	てしおがわ土地改良区 士別市東山町3440番地29	5700150034128	・会計法第29条の3第4項 ・本委託業務の履行に当たっては、当該地域における調査内容、当該用水施設の維持管理状況、当該地域の農地面積変動状況及び畑地化の動向について十分な理解と知識を有している必要がある。 てしおがわ土地改良区は農業生産基盤の整備をもって農業の生産性向上、農業総生産の増大及び農業構造の改善に資することを目的に、関係農家を構成員として土地改良法に基づき設立され、土地改良事業で造成された農業用用水施設の維持管理を行うなど、土地改良法に基づく調査内容についても十分な理解と知識を有した公益法人である。また、財産管理状況については、施設管理者である当該土地改良区のみが把握している。 よって、本業務を履行する上で必要とされる条件を満たし、業務実績能力を有している唯一の機関である。	1,791,000	1,791,000	100%	－	
旭川開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務（音威子府村、幌加内町）	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年8月22日	花井不動産鑑定株式会社 北海道札幌市厚別区厚別北三条4丁目7番3号	9430001081905	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	1,224,300	1,155,000	94.33%	－	
令和6年度総合水防演習連絡会議運営補助	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年10月3日	一般財団法人北海道河川財団 北海道札幌市北区北七条西4丁目5－1	5430005010343	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。（企画競争方式）	15,906,000	15,895,000	99.93%	－	

（別紙様式４）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
士別道路事務所　低濃度PCB汚染物（塗膜付金属）処分	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年10月29日	JX金属苫小牧ケミカル株式会社 北海道苫小牧市宇勇払152番地	8430001053450	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、名寄北管理ステーション構内に保管している低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含んだ塗膜付金属について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律65号）に基づき、廃棄物処分を行うものである。 PCBを含んだ塗膜付金属の処分にあたっては、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」により、PCB廃棄物保管事業者自ら又は日本環境安全事業（株）（旧環境事業団）若しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた、ポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、令和9年3月31日までに適正に処分しなければならないとされている。 当該低濃度PCB廃棄物（塗膜付金属）は、PCB濃度が50mg/kgを超えるものであり、船舶安全法（危険物船舶運送及び貯蔵規則）に規定する危険物（有害性物質）としての取扱が必要となる。北海道外の処分場にて処分する場合、船舶又は鉄道での輸送となるが、現在保管している荷姿のままでは運搬することができず、解体及び指定容器への収納が必要となる。さらに解体及び収納を行うためには、作業を行う際の飛散防止のための施設（クリーンルーム）の設置が必要であり、費用と時間がかかる。ただし、JX金属苫小牧ケミカル株式会社で処分する場合は陸送のみでの輸送となるため、現在保管している状態での運搬が可能であり、費用と時間をかけず処分することができる。よって本業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の4の4第1項に基づき環境省より無害化処理認定を受けた道内唯一の事業者である、JX金属苫小牧ケミカル株式会社を契約相手とするものである。	4,493,610	4,493,610	100.00%	－	
士別道路事務所　下川除雪ステーション　屋外給水管改修	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和6年11月7日	北建工業株式会社 北海道名寄市西3条北2丁目11番地1	3450001007319	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、下川除雪ステーションの屋外給水管を改修するものである。 下川除雪ステーションは、「一般国道239号下川町下川道路維持除雪外一連工事」の受注者である株式会社谷組に通年で詰所及び車庫を官貸しており、維持除雪作業の拠点として使用している。下川除雪ステーションの水道については、現状、民地を経由し町道側埋設の給水本管から供給されているが（経緯不明）、今般、その民地にコンビニエンスストアが建設されることに伴い、給水管が支障になることが判明した。コンビニエンスストア建設の着工日は11月15日であり、それまでには給水管を移設する必要がある。 また、下川町における給水装置工事の指定業者には、下川町及び名寄市の業者が指定されているが、 そのうち当局の有資格者は、名寄市の北建工業株式会社しかない。よって本業務の遂行にあたっては、唯一の事業者である北建工業株式会社を契約相手とするものである。	2,372,380	2,372,380	100.00%	－	
一般国道452号　美瑛町　台ノ下山モノレール賃貸借	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年1月10日	株式会社ヤマコウ工業		・会計法第29条の3第4項 ・本件は、一般国道452号五稜道路事業における「令和6年度施行　一般国道452号　美瑛町台ノ下山改良工事」（以下「令和6年度工事」という。）で賃貸借している仮設材（モノレール「リース材」）を、令和6年度工事の完了から同事業で令和7年度に発注予定の工事」（以下「令和7年度工事」という。）の開始までの期間に係る賃貸借について、これを別途契約するものである。同事業で計画されている台ノ下山トンネルについては、起点側坑口付近が脆弱な地質のため、トンネル掘削を行う前に坑口補強工事を実施する必要があるが、当該施工箇所は急傾斜地のためモノレールで資材等を運搬する必要がある。また、当該施行箇所は山地部でかつ多積雪地であることから、冬期間の施工が出来ないため、限られた期間で効率的に施工するために、令和6年度工事で使用したモノレールを撤去せずに存置して、令和7年度工事で引き続き速やかに使用するような施工計画とする必要がある。以上のことから、令和6年度工事で賃貸借契約したモノレールを、令和7年度工事でも賃貸借契約する必要があるが、これらの工事の工期は連続しないことから、令和6年度工事の完了から令和7年度工事の開始までの期間の賃貸借のうち、令和6年度分を本契約で行うものである。また、モノレールは、令和6年度工事において所有者である株式会社ヤマコウ工業と賃貸借契約を締結しているため、同社と契約する以外に方法がないものと判断し、当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約に該当することから、随意契約するものである。	1,005,889	1,005,889	100.00%		
士別道路事務所　幌加内除雪ステーション　車庫シャッター改修	岩下　幸司 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和7年2月25日	三和シャッター工業株式会社　札幌統括営業課		・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、幌加内除雪ステーション車庫のシャッターを改修するものである。 当車庫は、「一般国道275号幌加内町幌加内道路維持除雪外一連工事」の受注者である三橋建設株式会社に通年で官貸しており、維持除雪作業の拠点となっている。現在は除雪トラック及びロータリー除雪車の待機、保管場祖として使用しているが、今般、5箇所あるシャッターのうち、1箇所において上部で停止したまま動かなくなった。過去に当車庫のシャッターを改修した業者に確認してもらったところ、経年劣化により吊り元やシャッター本体が変形していることから部品交換等の修繕ではなく一式取替になることが判明した。当車庫は昭和46年建築であり、ほか4箇所のシャッターは過年度に故障等に取替済みであるが、今回改修するシャッターは建築当初のまま、幾度か修繕をしながら使用してきたものである。このままシャッターが開いた状態では、除雪車の維持管理に支障が生じ防犯上の懸念も多大であることから、早急に改修する必要がある。三和シャッター工業株式会社は、事前の現地調査や寸法確認等の調整作業についても時間をかけずに実施できる。よって本件の遂行にあたっては三和シャッター工業株式会社を契約の相手方とするものである。	3,666,300	3,666,300	100.00%		